ワーク・ライフ・バランス推進運動事業企画提案書募集要項

１　事業目的

県や労働団体等で構成する「あいちワーク・ライフ・バランス推進協議会（以下、「推進協議会」という。)」では、育児・介護・病気等の治療などの様々な状況に応じて、誰もが多様で柔軟な働き方を選択できる社会の実現を目指し､令和３年３月に策定した「あいちワーク・ライフ・バランス行動計画 2021-2025」に基づき、様々な啓発活動に取り組んでいます。

その取組の一つとして、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた気運の醸成を図るため、推進協議会の構成団体※等と連携し、企業等に年次有給休暇など休暇を取得しやすい職場環境づくりや定時退社等の取組を呼びかけるワーク・ライフ・バランス推進運動を実施します。

※労働団体：日本労働組合総連合会愛知県連合会（連合愛知）
経済団体：愛知県経営者協会、愛知県商工会議所連合会、愛知県商工会連合会、愛知県中小企業団体中央会
行政機関等：愛知労働局、名古屋市、公益財団法人愛知県労働協会、愛知県

２　事業の内容

ワーク・ライフ・バランス推進運動の実施
詳細は、別添１「業務仕様書」を参照してください。

３　委託の方法

事業実施に当たっては企画提案を公募し、最も優れた企画提案者として選定された１者と事業仕様及び契約金額を委託金額限度額の範囲内で協議した上で、委託契約を締結します。

なお、協議が不調に終わった場合、次点の者と協議するものとします。

４　委託金額限度額

委託金額の上限は 2,563,094 円（消費税及び地方消費税含む）とします。

なお、委託料の支払方法は、業務完了後、原則、精算払いとします。

また、契約保証金については、愛知県財務規則第 129 条の２の規定に基づき、契約金額に 100 分の 10 を乗じて得た額とします。ただし、契約の相手方が愛知県財務規則第 129 条の３第３号の規定に該当する場合は、全額又は一部を免除とします。

５　委託契約期間

契約締結日から令和８年２月 28 日まで

６　応募資格

次の要件を全て満たす者

(1) 愛知県内に事業所を有している法人又は法人以外の団体

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4＜一般競争入札の参加者の資格＞の規定に該当しないこと

(3) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年６月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置の対象となる法人でな

いこと

(4) 愛知県から、製造の請負、物件の買い入れその他の契約に係る資格停止措置を企画提案書の受付期間に受けていないこと。また、資格停止措置に準ずる行為を行っていないこと

(5) 宗教活動や政治活動を目的とした団体、暴力団若しくは、暴力団員の統制下にある団体でないこと

(6) 国税及び地方税の滞納がないこと

7　応募方法等

(1) 説明会の開催

応募を希望される方を対象に、以下のとおり説明会を開催します。出席は応募の必須要件ではありませんが、応募を希望される方は可能な限り出席してください。

ア　日時

令和7年3月24日（月）午前10時から午前11時まで

イ　開催方法

オンライン（ Microsoft Teams ）

※オンライン参加にかかるＵＲＬは後日、電子メールでお知らせします。

ウ　参加申込方法

以下により、電子メールでお申し込みください。

・申込期限：令和7年3月21日（金）正午

・件名は「ワーク・ライフ・バランス推進運動事業の説明会参加」としてください。

・本文中に次の1～3を記載してください。

1 貴社（団体）名

2 参加者氏名（最大2名まで）

3 連絡先（電話番号、電子メールアドレス）

・申込先：愛知県労働局労働福祉課　仕事と生活の調和推進グループ

電子メールアドレス：rodofukushi@pref.aichi.lg.jp

エ　その他

説明会において使用する募集要項及び仕様書、応募申込書等は各自御持参ください。

(2) 企画提案書等の提出

当事業の受託を希望される方は、別添 2「企画提案書等作成要領」を参考に必要書類を作成し、持参、郵送（配達証明に限る。）により提出してください。

ア　提出書類

・企画応募書（別紙様式１）、企画提案書（様式自由）

・経費積算内訳書（様式自由）

・応募者の概要が分かるもの（企業案内等）

・定款又は寄付行為の写し（法人格を有しない場合は、運営規約に相当するもの）

・貸借対照表、損益計算書又はこれらに類する会計書類（直近1年分）

・社会的価値の実現に資する取組に関する申告書・添付書類（別紙様式2）

・過去に実施した類似事業の主な成果物等（別紙様式3）

・納税証明書（国税、県税）

イ　提出部数

10部（正本1部、副本9部）

ウ　提出仕様

A4判　縦置き横書き左綴じ（A3判を使用する時は3つ折りにすること。）

エ　提出期限

令和7年4月7日（月）午後5時（必着）

オ　提出先

〒460－8501 名古屋市中区三の丸三丁目１番２号　愛知県庁本庁舎２階

愛知県労働局労働福祉課　仕事と生活の調和推進グループ

※持参の場合の受付時間は土・日・祝日を除く平日の午前９時から午後５時までとします。

※Ｅメール及びＦＡＸによる応募は受け付けません。

※提出期限までに全ての必要書類の提出がない場合は受け付けません。

カ　情報公開の取扱い

提出のあった企画提案書については、次のとおり取り扱います。

・採用となった企画提案書について行政文書開示請求があった場合は、愛知県情報公開条例に基づき開示します。

・不採用となった企画提案書について行政文書開示請求があった場合は、愛知県情報公開条例に基づき、提案者の意見を踏まえた上で、県が対応について判断します。

キ　その他

・企画提案に要する費用は、応募者の負担とします。

・提出された書類は返却しません。

(3) 応募に関する問合せ先

愛知県労働局労働福祉課　仕事と生活の調和推進グループ

所在地：名古屋市中区三の丸三丁目１番２号

電　話：052－954－6360（ダイヤルイン）

８　提案の審査・選定等

(1) 審査方法

提出された企画提案書等について、県で書面審査により３案程度を選定した後、県が設置する審査委員会において、面接審査を行い選定します。審査委員会は非公開とし、審査の経過など審査に関する問合せには応じられませんので御了承ください。

審査委員会では、企画提案書等の内容について１事業者15分間程度のプレゼンテーションを実施していただきます。時間、場所、留意事項等は、令和７年４月11日（金）までに通知します。

(2) 審査基準

審査委員会においては、以下の項目等について評価し、総合的な審査を行います。

ア　事業全体の方針・進め方

・事業の実施体制は適切か

・類似事業の実績はあるか

・事業の目的・趣旨に沿っているか

・工程・スケジュールは適切か

イ　事業の内容及び実施方法

（ア）賛同事業所募集

・多くの事業所の賛同が得られる効果的な手法が提案されているか

（イ）新規賛同事業所の開拓

・これまで賛同したことのない事業所からの賛同をより多く得られる効果的な手法が提案されているか

（ウ）広報・周知

・広報は、効果的かつ効率的に事業周知を行えるものとなっているか

・Ｗｅｂサイトのデザイン及び構成は賛同事業所を増やすために有効なものとなっているか

・チラシ、ポスター、ノー残業デーマークは事業に適したデザインであり、訴求力の高い内容であるか

・社内活用グッズは、自社の賛同の取組を社員に的確に周知する内容となっているか。また、あらゆる業種・業態でも使用できるものとなっているか

・上記以外で提案された広報・周知方法は適切かつ効果的であるか

（エ）運動取組効果測定調査

・調査項目、実施時期及び実施方法等は適切か

ウ　見積金額等

・見積項目及び金額は適切か

エ　事業実績

・過去の類似実績から判断して、本事業を遂行できる能力が高いか

オ　社会的価値の実現に資する取組をしているか

・仕事と生活の調和に関する取組等、社会的価値の実現に資する取組を行っているか

(3) 審査結果の通知

審査結果については、全提案者に対して郵送で通知します。

９　質疑

本事業に関して質問がある場合には、以下により、質問書を提出してください。

(1) 質問書の様式

任意様式による。

(2) 提出期限

令和７年３月 28 日（金）（必着）

(3) 提出方法

愛知県労働局労働福祉課　仕事と生活の調和推進グループに電子メールで提出してください。件名は「ワーク・ライフ・バランス推進運動事業に関する質問」としてください。

電子メールアドレス：rodofukushi@pref.aichi.lg.jp

(4) 質問への回答

令和７年３月 31 日（月）までに、愛知県Ｗｅｂサイトに掲載します。個別には回答しません。

10　スケジュール（予定）

令和７年	３月 24 日（月）	説明会
	３月 28 日（金）	質問書の提出期限
	３月 31 日（月）	質問書に対する回答の公表
	４月　７日（月）	企画提案書等の提出期限
	４月中旬	審査委員会、 委託先の決定
	５月上旬	委託先の決定・契約

11　その他

(1) 委託事業の開始から終了までの間、事業の内容や経過全般を常に把握している専任の担当者を置き、事業の円滑な実施のために、定期的に県と連絡調整を行うこと。

(2) 著作権をはじめ、本事業の成果品における一切の権利は、県に帰属すること。

(3) 委託事業に当たり使用する図表やデータ、画像等の著作権・使用権等の権利については、受託者において、使用許可等を得ること。なお、これらを怠ったことにより著作権等の権利を侵害したときは、受託者は、その一切の責任を負うこと。

(4) 受託者は、本事業の遂行に当たり知り得た情報を、委託者の許可無く他に漏らしてはならない（契約終了後も同様とする）。

(5) あらかじめ県の承諾を得た場合を除き、委託事業の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することはできない。本事業の実施について、一部、第三者に再委託、協力依頼等を行う予定がある場合は、その内容を企画提案書に明記すること。

(6)　本事業の実施は、令和7年2月定例愛知県議会における令和7年度当初予算成立が前提となる。